

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用児の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。放課後等デイサービス ペップは、利用児一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

- ①徘徊しないように、椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ④立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑤脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑥他人への迷惑行為を防ぐために、椅子などに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑦自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用児の態様や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用児の理解と基本的な支援の向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用児一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

管理者・虐待防止委員等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、強度行動障がいによる行動・心理状態について施設全体で習熟に努めます。

③身体拘束適正化のため利用児又はご家族と話し合います。

ご家族と利用児本人にとってより居心地のいい環境や支援について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2. 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等防止会議の開催

施設で身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。会議は8月を除いて毎月行います。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 会議の検討項目

- ① 毎月のふり返り（支援に対するふり返りと評価）を行います。
- ② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認をします。
- ③ 身体的拘束を行っている利用児がいる場合は、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用児の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④ 身体的拘束を開始する検討が必要な利用児がいる場合は、3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ 今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合は、家族及び関係者との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直しをします。
- ⑦ 今後の支援の確認を行い職員で周知します。

(3) 記録及び周知

会議での検討内容の記録様式を適切に作成・説明・保管するほか、会議の結果について周知徹底します。

3. 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束適正化のため、年1回以上研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用児本人又は他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用児の態様を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用児の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6. 利用児や保護者等による本指針の閲覧

本指針は、施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用児やご家族が閲覧できるようにホームページへ掲載します。